

# 特措法によらない働きかけを行う施設一覧

【期間 令和3年1月14日0時～令和3年2月7日24時】

※下記の施設のうち、食品衛生法に基づく飲食店営業又は喫茶店営業の許可を受け、飲食店、喫茶店その他設備を設けて客に飲食をさせる営業が行われる施設は、特措法に基づく要請対象になります。

カテゴリー	対 象	協力依頼内容
1,000㎡を超える広さの物品販売業を営む店舗 1,000㎡を超える広さの サービス業を営む店舗	ペットショップ(ペットフード売場を除く)	【協力依頼の内容】 ・5時から20時までの営業時間短縮 ・酒類の提供は11時から19時まで ・業種別ガイドライン等に基づく感染防止策の徹底
	ペット美容室(トリミング)	
	宝石類や金銀の販売店	
	住宅展示場	
	古物商(質屋、リサイクルショップを除く)	
	金券ショップ	
	古本屋	
	おもちゃ屋、鉄道模型屋	
	囲碁・将棋盤店	
	DVD/ビデオショップ・レンタル	
	アウトドア用品、スポーツグッズ店	
	ゴルフショップ	
	土産物店	
	旅行代理店(店舗)	
	アイドルグッズ専門店	
	ネイルサロン(保健所に届け出ている理美容所は除く)	
	まつ毛エクステンション専門店(ヘアカット等を行わない理美容所)	
	スーパー銭湯	
	サウナ	
	エステサロン(保健所に届け出ている理美容所は除く)	
	整体院(国家資格有資格者が行うものは除く)	
	日焼けサロン	
	脱毛サロン	
	タトゥースタジオ	
	占い	
	写真屋・フォトスタジオ	
美術品販売		
展望室		